

第99期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制 連結注記表 個別注記表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

藍澤證券株式会社

「業務の適正を確保するための体制」並びに「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト(https://www.aizawa.co.jp/ir/library/general_meeting.html)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を次の通り整備し、適法で効率的な企業体制の構築を図っております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「倫理規程」「藍澤證券倫理綱領」を定め、取締役、執行役員及び職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより、公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
- (2) 当社は、内部監査の独立性を高めるため、内部監査を専門に所管する「監査部」をコンプライアンス本部に設置する。
- (3) 当社は、コンプライアンス全体を統括するため、内部管理を担当する取締役 1 名を「内部管理統括責任者」として定めるとともに、各営業単位に「営業責任者」である部店長とは別にコンプライアンス本部に属する「内部管理責任者」を配置し、営業部門との間で内部牽制が働く仕組みとする。
- (4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に基づき、毎年度、コンプライアンスに関する実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定し、その実施状況を取締役会に報告する。
- (5) 当社は「内部通報制度運営規程」、「自主申告制度に関する規程」に基づき、コンプライアンス上の問題が発生した場合の通報手段として「コンプライアンスホットライン」及び「証券ヘルプライン」を設け、その早期発見と適切な対応を行う。
- (6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定記録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切に保存管理するとともに取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態に置く。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、想定される様々なリスクを洗い出し、その軽減を図るため「リスク管理委員会」を設置する。
- (2) 当社が行う事業によって生ずる可能性のある損失の危険については、金融商品取引法に従った「リスク管理規程」を作成し遵守するとともに、業務遂行にあたってのリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。
- (3) 証券会社の財務の健全性の指標となる「自己資本規制比率」については、営業日毎に算出し、全取締役、監査役並びに関係各部署に報告する。
- (4) 原則として月 2 回開催される経営会議において、経営環境等の報告と併せ、事業及び財務関連のリスクに関する報告を行う。
- (5) その他、情報漏洩等のリスク管理及び有事におけるリスクに関する B C P （ビジネス konten ニュイティプラン）については「リスク管理委員会」にて対応し、緊急時対応計画を検討する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、新たな 3 ケ年計画である中期経営計画を作成し、2019年度以降、同計画に従って取締役は職務の執行を行う。
- (2) 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びその子会社（併せて「当社グループ」と総称する。）を対象とする「関係会社管理規程」を定め、管理の所在等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努める。
- (2) 当社は、当社グループに係る戦略の立案、子会社に係る指導及びモニタリングその他の経営管理、財務運営及び連結決算に係る管理、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに有効性評価に係る管理、業務運営に係る管理等を統括する。
- (3) 当社は、当社が定める「倫理規程」「藍澤證券倫理綱領」及びコンプライアンスに関する諸規程を子会社に対しても適用し、子会社の役職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。
- (4) 当社は、当社が定めるリスク管理に関する諸規程に基づき当社グループにおいて対象となるリスク及び管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。
- (5) 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に対し、子会社に関する重要事項を原則として事前に当社に対し報告することを義務付ける。
- (6) 当社は、主要な子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は当該子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査する。
- (7) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制管理規程」を定め、財務報告に係る内部統制及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助する使用者を指名することができる。
- (2) 当該使用者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
- (3) 当該使用者の任命及び異動は監査役の同意を必要とし、またその評価については監査役の意見を十分尊重する。

7. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれるこことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等の重要な会議において隨時その担当する業務の施行状況の報告を行なう。また、監査役は定期的に代表取締役、内部監査部門および会計監査人との協議の場を持つ。
- (2) 当社グループの役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び違法・不正行為があることを発見したときは、直ちに当社の監査役または監査役会に報告を行なう。
- (3) 当社は、当社グループの監査役または監査役会へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

- (1) 当社では、当社及びグループ会社の内部統制システムの実効性を高め、内部統制の目的を達成する為、毎事業年度、内部統制システムの構築・運用状況を確認するとともに、その見直しを実施しています。
- (2) 当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目的を効果的に達成するため、当社の監査部が年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しています。
2018年度は43部支店に対し監査を実施しています。
- (3) 財務報告に係る内部統制については、当社監査部が「内部統制管理規程」に従って当社グループの内部統制評価を実施しています。

2. コンプライアンス体制

- (1) 全社員を対象とした倫理研修を実施するとともに、当社の経営理念や行動指針等をまとめた小冊子「ビジョン・ルール・マナー」を全社員に配布し、法令順守はもとより、倫理的に求められる行動についても、周知・徹底を図っています。
- (2) 当社は、コンプライアンスを担う内部管理責任者を各営業単位に配置し、コンプライアンス本部主催の研修を年2回行い、コンプライアンスの啓発を推進しています。
- (3) 「内部通報制度運営規程」、「自主申告制度に関する規程」において、具体的な相談・通報仕組み、及び調査・是正措置に対する手順等を定め、問題の早期発見とその解決に努めています。2015年より、新たな通報窓口（コンプライアンスホットライン）を監査役とし、本制度の実効性を高めています。また、インターネット、ポスター等での通報制度の周知の他、通報者が不利な扱いを受けることを禁止する旨の内容を上記の規程の中に盛り込み、本制度が適切に機能する為の措置を取っています。
- (4) 当社はマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策を経営の重要課題と位置づけ、リスク分析、「マネー・ローンダーリング等防止ポリシー」の策定・公表、社員研修等を実施しその対応を図っております。

3. リスク管理体制

- (1) リスク管理につきましては「リスク管理規程」に則り、「リスク管理委員会」が中心となり対応しています。2018年度は12回開催し、各分野の所管部門が行ったコンプライアンス・情報セキュリティ・防災・お客様相談・業務システム・金融商品・資産管理等のテーマにつき、定期的なリスクの分析・評価を行いました。また、「リスク管理委員会」の審議内容については、隨時、当社取締役会において報告、確認しています。

4. 当社グループの経営管理

- (1) 当社の子会社を含むグループの経営管理につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行について、当社の「取締役会」又は取締役の決裁を受ける体制となっています。2018年度は、日本アジア証券に関する報告が、合併後も含め5回なされました。

5. 取締役の職務執行

- (1) 取締役の職務の効率性を確保するための執行体制について、当社は、機動的に各事業・各機能戦略を実行すること、及び執行責任を明確にすることを目的として、取締役の業務分掌制度、執行役員制度を導入し、迅速で効率的な意思決定を図っています。業務の分担を受けた取締役及び執行役員が、毎月1回、「取締役会」において業務執行状況の報告を行っています。
- (2) 取締役の職務に係る情報の保存、管理体制について、当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに則り、適切に管理しています。

6. 監査役の職務執行

- (1) 監査役は、「取締役会」のほか、「経営会議」「リスク管理委員会」等の重要な機関等の協議の場に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。
- (2) 監査役は、内部監査を担当する部門、外部監査人等と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めています。2018年度は、内部監査を担当する部門と4回、外部監査人と8回、それぞれ定期的に情報・意見を交換する場を設けています。
- (3) 「監査役会」の事務局を総務部と規定し、使用人1名の配置を可能として、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしています。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

アイザワ・インベストメント株式会社、アイザワ3号投資事業有限責任組合

前連結会計年度において、連結子会社でありました日本アジア証券株式会社は、2018年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、連結子会社でありましたアイザワ・ベンチャー1号投資事業有限責任組合は、2018年9月21日付で、アイザワ・ベンチャー2号投資事業有限責任組合は、2018年12月31日付でそれぞれ清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

JAPAN SECURITIES INCORPORATED

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称

JAPAN SECURITIES INCORPORATED

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社（JAPAN SECURITIES INCORPORATED）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング関連以外の有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

(その他有価証券)

① 時価のある有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 時価のない有価証券

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2年～50年

器具・備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

(6) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用としております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

II. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

科目	被担保債務 (百万円)	担保資産 (百万円)		
		投資有価証券	定期預金	計
短期借入金	1, 195	4, 120	408	4, 528
金融機関借入金	1, 145	3, 791	408	4, 199
証券金融会社借入金	50	328	—	328
信用取引借入金	367	3, 600	—	3, 600
計	1, 562	7, 720	408	8, 128

(注) 1. 上記の表の金額は連結貸借対照表計上額によっております。

2. 上記のほか、清算基金等の代用有価証券等として投資有価証券4, 109百万円を差し入れております。

2. 担保等として差入をした有価証券の時価等

信用取引貸証券 1, 310百万円

信用取引借入金の本担保証券 239百万円

消費貸借契約により貸付けた有価証券 1, 004百万円

(注) 「1. 担保に供している資産」は除いております。

3. 担保等として差入を受けた有価証券の時価等

信用取引借証券 460百万円

信用取引貸付金の本担保証券 17, 518百万円

受入保証金等代用有価証券 39, 259百万円

消費貸借契約により借り入れた有価証券 1百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額

建物 2, 903百万円

器具備品 535百万円

その他 4百万円

計 3, 443百万円

IV. 連結損益計算書に関する注記

1. 合併関連費用

日本アジア証券株式会社との合併に関連して生じたシステム関連費用及び営業店の設備改修費用等544百万円あります。

2. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失額
営業店	山梨県	土地	64百万円

営業店については、将来キャッシュ・フローの減少見込及び地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（64百万円）として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である管理会計制度上で定める営業店単位で行っております。なお、賃貸資産及び遊休資産等については、個別物件単位でグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額によっており、不動産鑑定評価基準に準じた方法により算出した評価額から、処分費用見込額等を控除して算定しております。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	49,525千株	一千株	2,000千株	47,525千株

(注) 発行済株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

2019年1月30日の取締役会決議に基づく自己株式の消却 2,000千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,300千株	300千株	2,000千株	4,600千株

(注) 1. 自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

2019年1月30日の取締役会決議に基づく自己株式の取得 300千株

単元未満株式の買取 0千株

2. 自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

2019年1月30日の取締役会決議に基づく自己株式の消却 2,000千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月23日 取締役会	普通株式	648百万円	15.00円	2018年3月31日	2018年6月7日
2018年10月26日 取締役会	普通株式	302百万円	7.00円	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月21日 取締役会	普通株式	643百万円	利益剰余金	15.00円	2019年3月31日	2019年6月5日

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	96 百万円
長期未払金	68 百万円
貸倒引当金限度超過額	26 百万円
投資有価証券評価損	208 百万円
固定資産減損損失	314 百万円
金融商品取引責任準備金	55 百万円
投資事業組合運用損	502 百万円
その他	155 百万円
税務上の繰越欠損金（注）2	283 百万円
繰延税金資産小計	1,710 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△283 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,424 百万円
評価性引当額小計（注）1	△1,708 百万円
繰延税金資産合計	2 百万円
 (繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	2,773 百万円
退職給付に係る資産	236 百万円
買換資産土地圧縮積立金	62 百万円
その他	5 百万円
繰延税金負債合計	3,078 百万円
繰延税金負債の純額	3,075 百万円

(注) 1. 評価性引当額が前連結会計年度末より245百万円増加しております。この増加の主な理由は、当社の翌連結会計年度以降の課税所得の発生見込の見直しによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	14	—	—	—	268	283
評価性引当額	—	△14	—	—	—	△268	△283
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及びその取次ぎ、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金によるほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令等に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受入れた預り金や受入保証金等があります。

預金は預入先の信用リスクに、信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための6ヶ月以内の短期貸付金で、顧客の信用リスクに晒されています。顧客分別金信託は、金融商品取引法により当社の固有の財産と分別され信託銀行に信託されておりますが、その信託財産は信託法により保全されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のため保有しているもの、純投資目的、政策投資目的並びに事業推進目的で保有しているものがあります。これらはそれぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、預入先を大手都市銀行などの信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は原則として国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としています。

信用取引貸付金については、顧客管理に関する規程等の社内規程に基づき、当初貸付金額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。

当該市場リスク枠は、取締役会において決定し、市場の変動や財務の健全性等を勘案して、市場リスク枠の見直しを行っております。

更に市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2) 参照のこと。)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	11,942	11,942	—
(2) 預託金	20,568	20,568	—
(3) 営業投資有価証券	135	135	—
(4) 商品有価証券等	399	399	—
(5) 信用取引貸付金	19,290	19,290	—
(6) 信用取引借証券担保金	462	462	—
(7) 投資有価証券	21,995	21,995	—
資産 計	74,794	74,794	—
(1) 商品有価証券等	185	185	—
(2) 信用取引借入金	367	367	—
(3) 信用取引貸証券受入金	1,258	1,258	—
(4) 有価証券担保借入金	1,104	1,104	—
(5) 預り金	14,670	14,670	—
(6) 受入保証金	5,769	5,769	—
(7) 短期借入金	3,795	3,795	—
負債 計	27,151	27,151	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 預託金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 営業投資有価証券、(4) 商品有価証券等、(7) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

- (5) 信用取引貸付金、(6) 信用取引借証券担保金

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 商品有価証券等

これらの時価については、取引所の価格によっております。

- (2) 信用取引借入金、(3) 信用取引貸証券受入金、(7) 短期借入金

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券担保借入金、(5) 預り金、(6) 受入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,791百万円
投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	1,401百万円
合計	3,193百万円

※上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

VIII. 企業結合等関係

(共通支配下の取引等)

当社は、2017年9月26日開催の取締役会決議に基づき、2018年7月1日を効力発生日として、完全子会社である日本アジア証券株式会社を吸収合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 日本アジア証券株式会社
事業の内容 金融商品取引業

(2) 企業結合日 2018年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日本アジア証券株式会社は解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称 藍澤證券株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

日本アジア証券株式会社との合併により、一層のお客様満足度の向上を目指すとともに、経営資源の効果的な活用、経営基盤の更なる強化等によって企業価値の向上を目指してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,249円31銭
2. 1株当たり当期純利益	5円71銭

X. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2019年4月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と株主還元の充実を図り、機動的な資本政策を遂行するため。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	300,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.7%)
③株式の取得価額の総額	225百万円（上限）
④取得期間	2019年5月7日から2019年6月28日
⑤取得方法	東京証券取引所における市場買付

(ご参考)

2019年3月31日時点における自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	42,924,778株
自己株式数	4,600,871株

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法
トレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。
2. トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法
トレーディング関連以外の有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。
 - (1) その他有価証券
(時価のある有価証券)
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
(時価のない有価証券)
移動平均法による原価法によっております。
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
3. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 2年～50年
器具・備品 2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として5年）による定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (4) 長期前払費用
均等償却を採用しております。
なお、主な償却期間は5年であります。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

- (3) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、発生年度において一括費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用としております。
- (2) 退職給付に係る会計処理の方法
計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

また、税効果会計注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（1）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

科目	被担保債務 (百万円)	担保資産 (百万円)		
		投資有価証券	定期預金	計
短期借入金	1,195	4,120	408	4,528
金融機関借入金	1,145	3,791	408	4,199
証券金融会社借入金	50	328	—	328
信用取引借入金	367	3,600	—	3,600
計	1,562	7,720	408	8,128

(注) 1. 上記の表の金額は貸借対照表計上額によっております。

2. 上記のほか、清算基金等の代用有価証券等として投資有価証券4,109百万円を差入れております。

2. 担保等として差入をした有価証券の時価等

信用取引貸証券	1,310百万円
信用取引借入金の本担保証券	239百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	1,004百万円

(注) 「1. 担保に供している資産」は除いております。

3. 担保等として差入を受けた有価証券の時価等

信用取引借証券	460百万円
信用取引貸付金の本担保証券	17,518百万円
受入保証金等代用有価証券	39,259百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	1百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	2,584百万円
器具備品	514百万円
その他	4百万円
計	3,103百万円

5. 関係会社に対する金銭債権債務

(1) 短期金銭債権	一百万円
(2) 短期金銭債務	2百万円
(3) 長期金銭債権	34百万円
(4) 長期金銭債務	0百万円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 合併関連費用

日本アジア証券株式会社との合併に関連して生じたシステム関連費用及び営業店の設備改修費用等475百万円あります。

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失額
営業店	山梨県	土地	64百万円

営業店については、将来キャッシュ・フローの減少見込及び地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（64百万円）として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である管理会計制度上で定める営業店単位で行っております。なお、賃貸資産及び遊休資産等については、個別物件単位でグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額によっており、不動産鑑定評価基準に準じた方法により算出した評価額から、処分費用見込額等を控除して算定しております。

3. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

① 営業収益	5百万円
② 営業費用	119百万円

(2) 営業取引以外の取引高

① 営業外収益	5百万円
② 営業外費用	一百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,300千株	300千株	2,000千株	4,600千株

(注) 1. 自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

2019年1月30日の取締役会決議に基づく自己株式の取得 300千株

単元未満株式の買取 0千株

2. 自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

2019年1月30日の取締役会決議に基づく自己株式の消却 2,000千株

VII. 税効果会計に関する注記

練延税金資産及び練延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(練延税金資産)	
賞与引当金	96 百万円
長期未払金	68 百万円
貸倒引当金限度超過額	26 百万円
投資有価証券評価損	203 百万円
固定資産減損損失	292 百万円
金融商品取引責任準備金	55 百万円
投資事業組合運用損	365 百万円
その他	153 百万円
税務上の練越欠損金	283 百万円
練延税金資産小計	1,544 百万円
税務上の練越欠損金に係る評価性引当額	△283 百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△1,261 百万円
評価性引当額小計	△1,544 百万円
練延税金資産合計	— 百万円
(練延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	2,746 百万円
前払年金費用	209 百万円
買換資産土地圧縮積立金	62 百万円
その他	5 百万円
練延税金負債合計	3,023 百万円
練延税金負債の純額	3,023 百万円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

VIII. 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

「連結注記表 VIII. 企業結合等関係 (共通支配下の取引等)」に記載しているため、注記を省略しております。

なお、当該取引により、当事業年度において抱合せ株式消滅差益として189百万円を特別利益に計上しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,235円81銭
2. 1株当たり当期純利益	9円85銭

X. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

「連結注記表 X. 重要な後発事象に関する注記 (自己株式の取得)」に記載しているため、注記を省略しております。